

○徳之島町企業誘致条例施行規則

平成 22 年 12 月 14 日規則第 15 号

徳之島町企業誘致条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、徳之島町企業誘致条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 条例第 2 条の社会的企業責任を全うするものとは、法律、条例等を遵守し、地域住民に悪影響を与えない企業をいう。

(企業の認定及び基準)

第 3 条 条例第 3 条第 2 項の規定により認定を受けようとする企業は「企業認定申請書（第 1 号様式）」（以下「申請書」という。）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項による申請書を受理したときは、審査のうえ決定するものとする。

(認定の通知)

第 4 条 町長は前条第 2 項の通知により認定を決定したときは「企業認定通知書（第 2 号様式）」（以下「認定通知書」という。）により通知する。

(変更の届出)

第 5 条 条例第 3 条第 2 項の規定により認定された企業において、同条第 2 項の申請の内容を変更したときは、遅滞なく「申請内容変更届（第 3 号様式）」により町長に届出なければならない。

(地位継承の届出)

第 6 条 条例第 5 条の規定による届出は「地位継承届出書（第 4 号様式）」により届出なければならない。

(措置の取消し)

第 7 条 条例第 6 条の規定による措置の取消しは、「企業認定取消し通知書（第 5 号様式）」により行う。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。